○調査・測量・設計業務共通仕様書(新潟県農地部 令和８年11月)一部改正　新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
地質・土質調査業務共通仕様書	地質・土質調査業務共通仕様書
第１章　総則 第１節　総則 第１－１条　～　第１－８条［略］ 第１－９条　打合せ等 １～３　［略］ ４　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※１及び「ウィークリースタンス」※２の実施に努める。 ※１　ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※２　ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的とした、受委託者間で確認・共有した取組みの総称をいう。 ただし、災害、事故や苦情等の緊急対応については、上記の限りではなく、受委託者が協力して臨機の対応を行うものとする。 第１－10条［略］ 第１－11条　業務実績データの作成及び登録 受注者は業務請負代金額が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（ＡＧＲＩＳ）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、ＡＧＲＩＳ上において監督員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 ２　［略］ 第１－12条　～　第１－37条［略］ 第２章　［略］ 第３章　ボーリング調査 第３－１条・第３－２条　［略］ 第３－３条　調査方法 １～11　［略］ 12　［略］ （１）～（６）　［略］ （７）採取したコアは、試料箱（コア箱）（原則として内長１ｍ程度で５ｍ分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、１回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。 なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。 （８）　［略］ （９）試料箱（コア箱）の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。 第４章　［略］ 第５章　サウンディング	第１章　総則 第１節　総則 第１－１条　～　第１－８条［略］ 第１－９条　打合せ等 １～３　［略］ ４　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※１に努める。 ※１　ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ［新設］ 第１－10条［略］ 第１－11条　業務実績データの作成及び登録 受注者は業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（ＡＧＲＩＳ）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、ＡＧＲＩＳ上において監督員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 ２　［略］ 第１－12条　～　第１－37条［略］ 第２章　［略］ 第３章　ボーリング調査 第３－１条・第３－22条　［略］ 第３－３条　調査方法 １～11　［略］ 12　［略］ （１）～（６）　［略］ （７）採取したコアは、標本箱（原則として内長１ｍ程度で５ｍ分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、１回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。 なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。 （８）　［略］ （９）標本箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。 第４章　［略］ 第５章　サウンディング

改　　正　　後	現　　行
第１節～第３節　［略］ 第４節　**ポータブルコーン貫入試験** 第５－８条　［略］ 第５－９条　試験方法 試験方法及び器具は、JGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。 ２　貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ10cmごとに測定し、そのときの貫入速度は、１cm／secを標準とする。 ３　予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。 ４　単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として３ｍまでとする。 第５－10条　成果物 成果物は、次のとおりとする。 （１）調査位置案内図、調査位置平面図 （２）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により 整理し提出するものとする。 第５節～第６節　［略］ 第６章～第12章　［略］	第１節～第３節　［略］ 第４節　**ポータブルコーン貫入試験** 第５－８条　［略］ 第５－９条　試験方法 試験方法及び器具は、地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーターによるものとする。 ２　貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ10cmごとに測定し、そのときの貫入速度は、１cm/secを標準とする。 ３　予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行　うものとする。 ４　単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として３ｍまでとする。 **第５－10条　成果物** 成果物は、次のとおりとする。 （１）　調査位置案内図、調査位置平面図 （２）　深度と静的貫入抵抗qcの関係 第５節～第６節　［略］ 第６章～第12章　［略］

改　　正　　後	現　　行
測量業務共通仕様書 第１条 ～　第９条　［略］ 第10条　打合せ等 １～３　［略］ ４　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※１及び「ウィークリースタンス」※２の実施に努める。 ※１　ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※２　ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的とした、受委託者間で確認・共有した取組みの総称をいう。 ただし、災害、事故や苦情等の緊急対応については、上記の限りではなく、受委託者が協力して臨機の対応を行うものとする。 第11条　［略］ 第 12 条　業務実績データの作成及び登録 受注者は業務請負代金額が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（ＡＧＲＩＳ）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、ＡＧＲＩＳ上におい　て監督員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 ２　［略］ 第13条　～　第38条　［略］	測量業務共通仕様書 第１条　～　第９条　［略］ 第10条　打合せ等 １～３　［略］ ４　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※１に努める。 ※１　ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ［新設］ 第11条　［略］ 第 12 条　業務実績データの作成及び登録 受注者は業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（ＡＧＲＩＳ）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、ＡＧＲＩＳ上におい　て監督員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 ２　［略］

改　　正　　後	現　　行
設計業務共通仕様書 第１章　総則 第１－１条　～　第１－５条　［略］ 第１－６条　**管理技術者** １・２　［略］ ３　管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システム（GIS）を活用する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士［コンクリート構造物分野］（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、農業用ため池管理保全技士のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 ４～７　［略］ 第１－７条　～　第１－９条　［略］ 第１－10条　打合せ等 １～３　［略］ ４　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※１及び「ウィークリースタンス」※２の実施に努める。 ※１　ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※２　ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的とした、受委託者間で確認・共有した取組みの総称をいう。 ただし、災害、事故や苦情等の緊急対応については、上記の限りではなく、受委託者が協力して臨機の対応を行うものとする。 第１－11条　［略］ 第１－12条　**業務実績データの作成及び登録** 受注者は業務請負代金額が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（ＡＧＲＩＳ）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、ＡＧＲＩＳ上におい　て監督員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 ２　［略］ 第１－12条　～　第１－36条　［略］ 第２章　［略］ 第２－１条　～　第２－５条　［略］	設計業務共通仕様書 第１章　総則 第１－１条　～　第１－５条　［略］ 第１－６条　**管理技術者** １・２　［略］ ３　管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士［コンクリート構造物分野］（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、農業用ため池管理保全技士のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 ４～７　［略］ 第１－７条　～　第１－９条　［略］ 第１－10条　打合せ等 １～３　［略］ ４　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※１に努める。 ※１　ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ［新設］ 第１－11条　［略］ 第１－12条　**業務実績データの作成及び登録** 受注者は業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（ＡＧＲＩＳ）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、ＡＧＲＩＳ上におい　て監督員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 ２　［略］ 第１－12条　～　第１－36条　［略］ 第２章　［略］ 第２－１条　～　第２－５条　［略］

改　正　後

諸基準一覧表（参考）

名　称	発　行　所　名	備 考
土地改良事業計画設計基準	農　林　水　産　省	
土地改良事業計画指針	〃	
土地改良事業設計指針	〃	
土地改良事業標準設計	〃	
コンクリート標準示方書	土　木　学　会	
道路構造令の解説と運用	日　本　道　路　協　会	
改訂　解説・河川管理施設等構造令	日　本　河　川　協　会	
解説　電気設備に関する技術基準	経済産業省産業保安・安全グループ	
ダム設計基準	日　本　大　ダ　ム　会　議	
舗装の構造に関する技術基準・同解説	日　本　道　路　協　会	
舗装設計施工指針	〃	
舗装施工便覧	〃	
道路橋示方書・同解説	〃	
防護柵の設置基準・同解説	〃	
トンネル標準示方書･同解説	土　木　学　会	
水門鉄管技術基準	電　力　土　木　技　術　協　会	
鋼構造物計画設計技術指針	農　林　水　産　省	
電気設備計画設計技術指針	〃	
水管理制御方式技術指針	〃	
農業土木工事標準仕様書	新　潟　県　農　地　部	
施設機械工事等共通仕様書	〃	
農業土木工事施工管理基準	〃	
土木製図基準	土　木　学　会	

現　行

諸基準一覧表（参考）

名　称	発　行　所　名	備 考
土地改良事業計画設計基準	農　業　農　村　工　学　会	
土地改良事業計画指針	〃	
土地改良事業設計指針	〃	
土地改良事業標準設計	農業農村整備情報総合センター	
コンクリート標準示方書	土　木　学　会	
道路構造令の解説と運用	日　本　道　路　協　会	
改訂　解説・河川管理施設等構造令	日　本　河　川　協　会	
解説　電気設備に関する技術基準	経済産業省資源エネルギー庁	
ダム設計基準	日　本　大　ダ　ム　会　議	
舗装の構造に関する技術基準・同解説	日　本　道　路　協　会	
舗装設計施工指針	〃	
舗装施工便覧	〃	
道路橋示方書・同解説	〃	
防護柵の設置基準・同解説	〃	
トンネル標準示方書･同解説	土　木　学　会	
水門鉄管技術基準	水　門　鉄　管　協　会	
鋼構造物計画設計技術指針	農　業　土　木　事　業　協　会	
電気設備計画設計技術指針	農　業　土　木　機　械　化　協　会	
水管理制御方式技術指針	〃	
農業土木工事標準仕様書	新　潟　県　農　地　部	
施設機械工事等共通仕様書	〃	
農業土木工事施工管理基準	〃	
土木製図基準	土　木　学　会	